

水路測量を実施する場合の手続きについて

1 水路測量とは

水路測量とは、「水路業務法」第2条第1項に定めてあり、例えば、

- ・ 海図に水深を記載するための水深測量
- ・ 岸壁完成に伴う測量
- ・ 浚渫や土砂捨てに伴う確認測量
- ・ 漁礁等設置完了後の確認測量
- ・ 水深の現状確認のための測量 等が該当します。

水路測量を実施するときには、水路測量許可申請または業務委託申込みが必要です。

2 水路測量許可申請（水路業務法第6条）

水路測量の費用の一部または全部を、国または地方公共団体が負担している場合には、**水路測量実施前に**水路測量許可申請が必要です。

3 業務委託申込み（水路業務法第26条）

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に採り入れるためには、水路測量の際の海上保安庁職員の立会いを求める手続きが必要です。

連絡先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 監理係

〒455-8528

名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎別館

TEL：052-661-1611（内線2513）

FAX：052-654-2536



水路測量申請手続きの流れ

国又は地方公共団体が
費用の全部又は一部を負担し
又は補助して行われる水路測量

はい



水路測量許可申請が
必要です。
(水路業務法第6条)



いいえ

成果を海図に反映させる
ための水路測量



はい

業務委託の申し込みが
必要です。
(水路業務法第26条)

水路測量の例

- ・海図に水深を記載するための水深測量
- ・離岸堤完成に伴う測量
- ・岸壁完成に伴う測量
- ・浚渫や土砂捨てに伴う確認測量
- ・漁礁等設置完了後の確認測量
- ・水深の現状確認のための測量 等

なお、水路測量の一部については、申請が除外されます

大学が行う地球物理学、地形学、地質学等の調査及び研究のための水路測量は除外されます。

構造物の築造工事や掘下げ工事前の事前調査のために行われる水路測量などは、工事後に水深が変化するため除外されます。

(参考) 関係法令抜粋

水路業務法 (抜粋)

第2条 (水路測量)

この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

第6条 (海上保安庁以外の者が実施する水路測量)

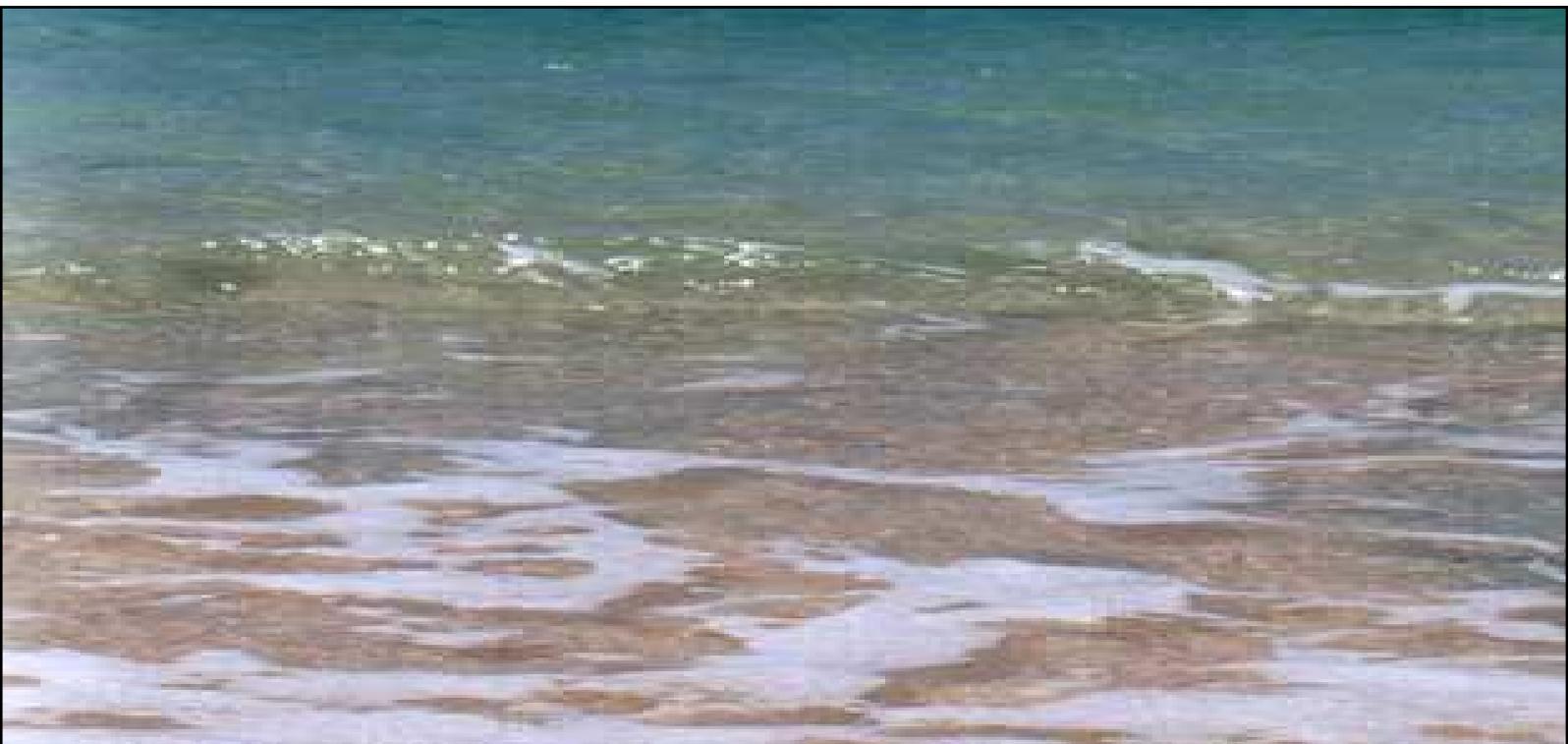
海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

水路業務法施行規則 (抜粋)

第3条 (許可を要しない水路測量)

法第六条但書の規定により、海上保安庁長官の許可を受けることを要しない場合は、左の通りとする。

- 一 地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査及び研究のために水路測量を行う場合
- 二 港湾施設施工のために水路測量を行う場合
- 三 百万分の一未満の縮尺図を調製するために水路測量を行う場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、高度の正確さを必要としない水路測量を行う場合



わが国は四方を海に囲まれ、その海から多大な恩恵を受けています。それ故、私たちが海と共存していくためには海について良く知ることが大切なのです。

海について知り得た様々な情報を互いに共有することで、海の姿が見えてくるのです。

海の様子、深さや海岸線などは、自然の力や人の手が加えられ刻々と変化しています。

海岸や海底の様子を調べることを「**水路測量**」と言います。

水路測量では、目に見えない海底の深さや地形などの測定を行うため、高度な技術と精度の高さを必要とします。

測量して得られたデータなどは大変貴重なものであるため、**それらを有効に活用できるよう、「水路業務法」という法律により、許可制度が定められています。**



水路測量のうち、**公的経費が投入されている**水路測量は、水路業務法により所定の手続きをとることによって測量作業の重複を避け、公的経費を節減するとともに、その成果を本来の実施目的に使用されるだけでなく、各種の事業に相互利用することができます。

また、**民間の企業が独自に行う**水路測量は、業務の委託を申し込めば、その成果を海図に採り入れることができます。

水路測量の成果は、広く一般に利用されるほか、海上保安庁の発行している**海図や水路通報**などに採用するなど、**海と係わりを持つ多くの人々にさまざまに活用されています。**

水路測量

水路測量とは、「水路業務法」第2条第1項に定めてある

- ・水域の測量及びこれに伴う土地の測量
- ・その成果を航海に利用させるための地磁気の測量

をいいます。

例えば、

その成果を航海に利用させるものはもとより、浚渫、架橋、漁場整備、地震予知研究等に関連した水域の測量も含まれます。

このような水路測量を実施しようとするときには、水路測量許可申請または業務委託申込みが必要です。

水路測量許可申請（水路業務法第6条）

水路測量の費用の一部または全部を、国または地方公共団体が負担している場合には、水路測量許可申請が必要です。

実施を計画している水路測量の許可の流れは、右ページのフローチャートで確認してください。申請の詳細については最寄りの管区海上保安本部海洋情報部にお問い合わせください。

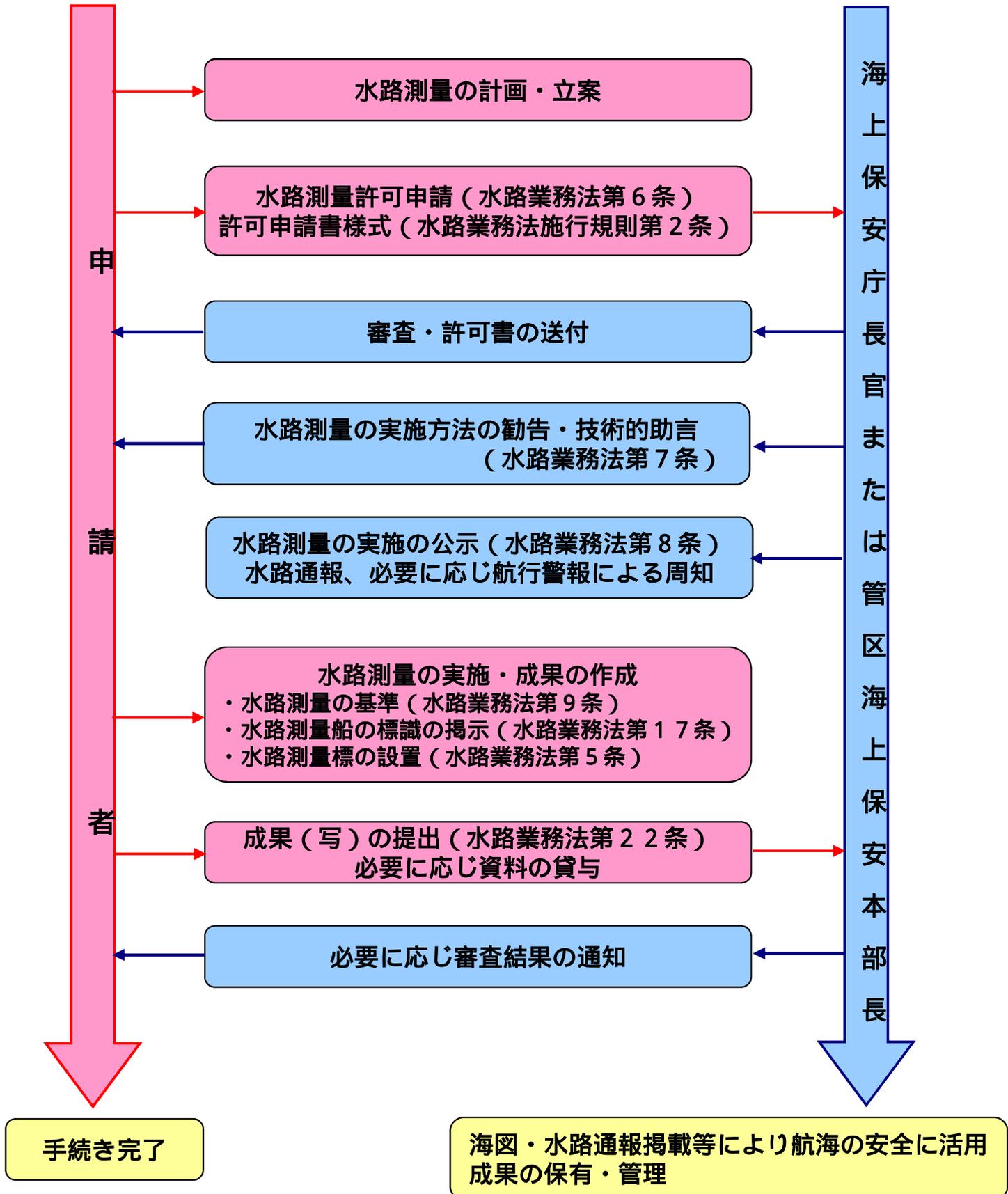
なお、許可申請書は、原則として作業を実施する1ヶ月前までに提出してください。これは許可を行った水路測量について、その区域、期間、その他必要な事項を公示するとともに、必要に応じて水路通報や航行警報に掲載して、海域での測量作業や船舶の安全を確保するなどの手続きをとるための期間として必要なものです。

業務委託申込み（水路業務法第26条）

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に採り入れるために海上保安庁職員の立会いを求める手続きです。この水路測量は海図を補正するための基準を満たすように海上保安庁職員が指導・助言を行います。得られた成果は管区海上保安本部海洋情報部で審査を行い、その後海図が補正され船舶の入港等の安全が保たれます。

なお、業務委託申込みには、承認および海上作業の安全を確保するための周知期間を含め概ね40日程度の日数がかかります。

水路測量許可申請手続き（水路業務法第6条）



水路測量許可申請書の記入要領

許可申請先：水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部海洋情報部へ申請してください。ただし、実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部管轄海域にまたがる場合は、最寄の管区海上保安本部を経由するか、直接東京の海上保安庁海洋情報部へ申請してください。

提出期限：水路測量実施の**1ヶ月前**までを目途に提出してください。

「住所」、「氏名又は名称」

申請者が法人等である場合には、「住所」にあつては当該法人等の住所を、「氏名又は名称」にあつては当該法人等の名称並びに代表者名の職名及び氏名を記載してください。なお、公印は省略できます。

「1 目的」

水路測量の目的をできるだけ具体的に明記してください。

「2 区域」

水路測量を実施する区域の港名または地名を記載してください。また、当該区域及び周囲の概況を明らかにすることができる適格な縮尺の付図を添付してください。なお、経緯度で測量区域等を表すことができる場合は経緯度値をできるだけ明記してください。

「3 水路測量標の設置の有無」

有りまたは無しを明記してください。水路測量標を設置する場合は、設置の目的、予定場所、水路測量標の種類などを記載してください。

「4 事項」

9つの項目の中から、当該作業で該当する項目にレ印を付してください。（複数可）

「5 測定又は調査の方法」

測定方法、測定機器及び測定機器の精度を記載してください。

（記載例）

（1）灯台その他の物標の標高の場合

GPS（2周波精密測量用）及びトータルステーション（10秒読み）を使用して測定する。

（2）障害物の高さの場合

橋梁の高さは巻尺を用い水面からの直接測定とする。

（3）水深の場合

海上位置の決定方法

- ・経緯儀（3読み）と光波測距儀（4cm/500m）による一方位一距離法
- ・GPS（RTK：100mm+2ppm）

・ D G P S (海上保安庁)

測深の方法(測定機器および測定機器の精度)

- ・多素子音響測深機(社製、 型、4素子)、精度(±0.01+水深/1000)m
- ・マルチビーム音響測深機(社製 型)

未測線幅の上限(または測深線間隔)

例1 マルチビーム音響測深機を使用し未測深幅0mで実施する。

例2 測深線間隔10m(未測深幅最大2m)で実施する。

(4) 底質の場合

- ・投鉛を使用して判別を行う
- ・採泥器(スミスマッキンタイヤ)を使用して採取する

(5) 上記(1)~(4)に該当しない場合

項目名を括弧内に記載し、測定方法・測定機器・機器の精度等を記載してください。

「6 期間」

測量を行う区域における水路測量作業期間を記載してください。

会社と作業現場の往復日数は含めないでください。

「7 成果の提出」

「予定期日」には、許可を受けた水路測量で得た成果を提出する年月日を記載し、「形式」には成果の名称・縮尺等を記載してください。また、デジタルデータの場合は、記録媒体・データ処理ソフト・フォーマット形式等も併せて記載してください。

「8 水路測量を計画する機関」

水路測量を計画している機関の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

「9 水路測量を実施する機関」

水路測量を実施する機関の名称、代表者の氏名、所在地を所定の欄に記載してください。「水路測量作業従事者」には、従事者の氏名、実務略歴、水路測量に関する資格名等を記載してください。

「10 備考」

申請書の各欄に記述することが困難な事項や他に添付書類として提出するものの有無、計画機関の担当者等を記載してください。

申請書提出の際は**別途実施計画書等を添付してください。**